

誰もがいきいきと活躍できる職場づくりのために… 男女共同参画推進員を 設置しませんか！

◆男女共同参画推進員とは？

職場における男女共同参画を推進するため、**男女共同参画に関する企画立案、普及活動**などに中心となって取り組んでいただく方です。

群馬県では、平成16年3月に「群馬県男女共同参画推進条例」を制定し、事業者の方々に「男女共同参画推進員」の設置をお願いしています。

◆男女共同参画推進員は、どんなことに取り組みばよいのでしょうか？

- ・仕事と家庭が両立できる職場づくり
- ・男女が共に働きやすい職場環境づくり
- ・女性の能力の活用
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止

職場の男女共同参画が進むと…

- ◆ 多様な人材が経営や企画に関わることにより、事業に活力が生まれます。
- ◆ 仕事と生活の調和がとれるようになり、従業員の満足度、意欲が向上して、優秀な人材の獲得が進みます。

◆男女共同参画推進員を設置するメリットは？

◆県は、男女共同参画推進員の活動に対して次の**支援**をします。

- ・各種**セミナー、講演会の案内**をします。
- ・男女共同参画に関する**資料や情報を提供**します。
- ・男女共同参画に関する**出前講座**を実施します。

◆男女共同参画・女性活躍推進に取り組む事業所として、**事業所のイメージアップ**を図れます。



◆男女共同参画推進員の選任は？

事業所の**人事労務管理について責任を有する方**の選任をお願いしています。

選任される場合、変更される場合は届け出用紙（裏面）を提出してください。

◆お問い合わせ・届け出提出先

群馬県生活こども部 生活こども課 男女共同参画室

男女共同参画係

〒371-0026 群馬県前橋市大手町1-13-12

TEL 027-226-2902 FAX 027-224-2214

E-mail seikatsuka@pref.gunma.lg.jp

男女共同参画推進員の選任・変更届出用紙

年 月 日

(ふりがな) 事業所名		
所在地	〒	
代表者 職氏名		
主な事業内容		
従業員数	人	
男女共同参画推進員	設置 ・ 変更 (どちらかに○をつけてください)	
	所属部課	
	役 職	
	氏 名	
	連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電 話 ・ F A X ・ Eメール